

法務少年支援センターの取組

山口少年鑑別所

事例の概要



ひとりで悩んでいませんか?

少年鑑別所は、法務少年支援センターとして子どもの問題でお悩みの方からの相談に応じています。

相談内容
非行や不良行為、しつけの悩み、職場や学校での問題、交友関係の問題など

相談は無料です まずはお電話ください

専用電話
083-922-6701

（受付時間）平日の午前9時から午後5時まで

法務少年支援センター山口
(すこやか青少年心理相談室)

お問い合わせ
電話：083-922-6701
FAX：083-922-6702
E-mail：yamaguchi@minister.moj.go.jp
HP：http://www.moj.go.jp/yamaguchi/

少年鑑別所は、主に家庭裁判所から「観護の措置」の決定を受けた少年を収容し、必要な観護処遇を行いつつ収容少年の鑑別を行うとともに、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う法務省所管の施設です。

特に地域社会における援助では、「法務少年支援センター」として、外来相談、研修会や講演会への講師派遣、法教育の実施など専門的知識・技術を活用し、非行及び犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

【山口少年鑑別所】

山口少年鑑別所

少年鑑別所は、3つの機能を持つ法務省所管の施設です。

家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者（少年）の心身の鑑別を行うこと

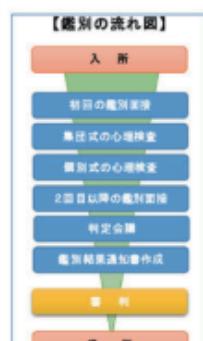
収容されている者（少年）に対し、必要な観護処遇を行うこと

地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと

鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示します。

家庭裁判所からの求めに応じ、観護の措置が執られ収容された者に対して行われる鑑別の流れは、右のとおりです。



観護処遇

山口少年鑑別所での生活

- 7:00 起床・点呼
- 7:45 朝食
- 8:15 室内運動
- 8:45 図書交換
- 9:00 運動 入浴（月・水・金の3回）
鑑別・課題・面接・調査・面会等
- 11:30 屋食・休憩
- 13:00 視聴覚教材視聴
鑑別・課題・面接・調査・面会等
- 16:00 清掃・身辺整理
- 16:45 室内運動
- 17:30 日記記入
- 18:00 夕食・休憩
- 19:00 テレビ視聴等
- 20:55 内省・点呼
- 21:10 就寝



食事

和洋中を含んだ多様な献立の弁当給食です。パン食の日もあります。

医務診察

医師による健康診断や診察を行っています。



運動

晴天時はグラウンドでキャッチボール、サッカー、バドミントン、フリスビー等、雨天時は娯楽室で卓球等をします。また、希望者に対し、外部講師によるヨガも実施しています。

健全な育成のための支援

健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができますよう、在所者の自主性を尊重しつつ、学習、文化活動、その他の活動を実施しています。



相談・助言

在所者1人ひとりに担当教官・技官がつき、相談助言を行います。



面会

保護者、付添人その他学校教諭など、必要と認められる人の面会ができます。



日記

その日のことを振り返り、文章にすることで、気持ちを整理します。



絵画



貼り絵



（在所者は全て職員です。）

【法務少年支援センター山口】

法務少年支援センター山口

地域援助

「法務少年支援センター」とは、非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域にお住まいの皆様の御相談などをお受けしたり、関係機関の皆様と連携したりする場合に使用する名称です。

法務少年支援センター山口は、山口県の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組んでいます。

一般の皆様へ

- ◎個人や家族などから、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブル、交友関係等の御相談に応じています。
- ◎秘密は守られますので、安心してお気軽に御利用ください。また、相談は無料です。
- ◎お困りのことに対するアドバイスをしたり、定期的なカウンセリングや心理検査を実施したり、他の専門機関を御紹介したりすることができます。
- ◎直接、当センター窓口にお越しいただかず、お電話での御相談も受け付けています。

関係機関・団体の皆様へ

児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関等の皆様とつながりを強め、連携を図りたいと考えています。

【主な支援内容】

◎子供の能力・性格の調査

◎問題行動の分析や指導方法の提案

◎子供や保護者に対する心理相談

◎事例検討会等への参加

◎研修・講演・出前授業

◎関係機関等が主催する協議会等への参画

◎成人に対する心理相談、問題行動の分析



中学校出前授業（法教育）風景

小・中・高校や児童
福祉施設などの、非
行防止教室にも力を入
れています。
内容や人数、時間は
御希望に応じます。

心理相談Q & A

Q 紹介がないと相談できませんか。

A 御安心ください。紹介がなくても相談できます。まずは、電話で御連絡ください。

Q 相談はそちらに行かないでできませんか。

A 電話での相談も可能です。安心できる状況で落ち着いて相談内容をお話いただくためにも、御予約の上、相談においていただくことをお勧めします。

Q 非行以外の悩みでも相談できますか。

A 家庭、職場、学校のことなどでお困りのことについて、御相談に応じます。必要に応じて心理検査の実施も可能です。

Q 相談できるのは子供の問題だけですか。

A 名称に「少年」、「青少年」とありますが、相談内容の対象は子供に限りません。成年の方の問題についても御相談に応じます。

Q 相談は、どのくらいの時間がかかるのでしょうか。

A 一般的には、面接であれば50分程度、電話であれば30分程度ですが、御希望に合わせることができます。また、1回だけでなく、相談を継続することもできます。



・外來専用相談室があります。

・相談は無料です。

お役に立てる事はありませんか。お気軽に
御相談ください。

一般の方の御相談先について

TEL : 083-922-6701 (相談担当者直通)

関係機関・団体の方の御連絡先について

TEL : 083-922-6701

TEL : 083-922-6518 山口少年鑑別所

*各受付日時：平日 午前9時から午後5時まで

- ・教育関係機関からも多数依頼をいただいている。

やまぐち教育応援団認定証

名 称 法務少年支援センター山口

所 在 地 山口市中央4-7-5

認定分野 子ども、保護者等を対象とした体験イベント、学習講座等の開催
子どもの職場見学、試験体験等の受入れ
学校等への講師・指導者の派遣
教員研修への講師の派遣や企画研修・体験への教員の受入れ

登録 日 平成28年08月31日

登録番号 2582



やまぐち教育応援団への
登録を認定します。

山口県教育委員会
教育長 浅原



やまぐち教育応援団に登録しました。

ご利用を希望される方は、
山口少年鑑別所首席専門官又は庶務課長
まで、御連絡をお願いします。

083-922-6518

